

**第7期串間市障がい福祉計画  
第3期串間市障がい児福祉計画**

**令和6年3月  
串間市**



# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象と範囲	4
5 計画策定の方法	4
6 計画書の見方（「障がい」の表記について）	4
第2章 障がいのある人等の現状	5
1 串間市の人口	5
2 障がいのある人等の人数の推移	6
第3章 計画の方向性	15
1 成果目標	15
第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策	19
1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	19
2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策	25
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	27
4 その他活動指標の設定	30
資料編	32

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、国においては、平成26年1月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を行いました。

共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを目的に、「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）を令和5年3月に策定したほか、障がいのある人の社会生活を支える環境を構築するための法整備等を行ってきました。

障がいのある人をめぐる環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者福祉施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「障がいのある人もない人も 主体性を持って社会参加し 住み慣れた地域で 協働したまちづくりを創造しよう！」を基本理念とする「（第4次）串間市障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）の策定を行い、併せて障がいのある人が生活する上で必要なサービスの提供体制の確保等について定めるものとして、「第6期串間市障がい福祉計画・第2期串間市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を令和3年3月に策定し、障がい者福祉施策等の推進及び障がい福祉サービスや障がい児通所支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保等の推進を一体的に図ってきました。

この度、「第6期串間市障がい福祉計画・第2期串間市障がい児福祉計画」が計画期間満了を迎えることから、本市の実情を踏まえた障がい福祉サービス等の具体的な数値目標（成果目標及び見込量）を設定する「第7期串間市障がい福祉計画・第3期串間市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策を計画的かつ効率的に推進するための実施計画として定めます。

## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「串間市障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定め、「串間市障がい児福祉計画」は、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるものであり、「障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

### ○障害者基本法第 11 条第 3 項

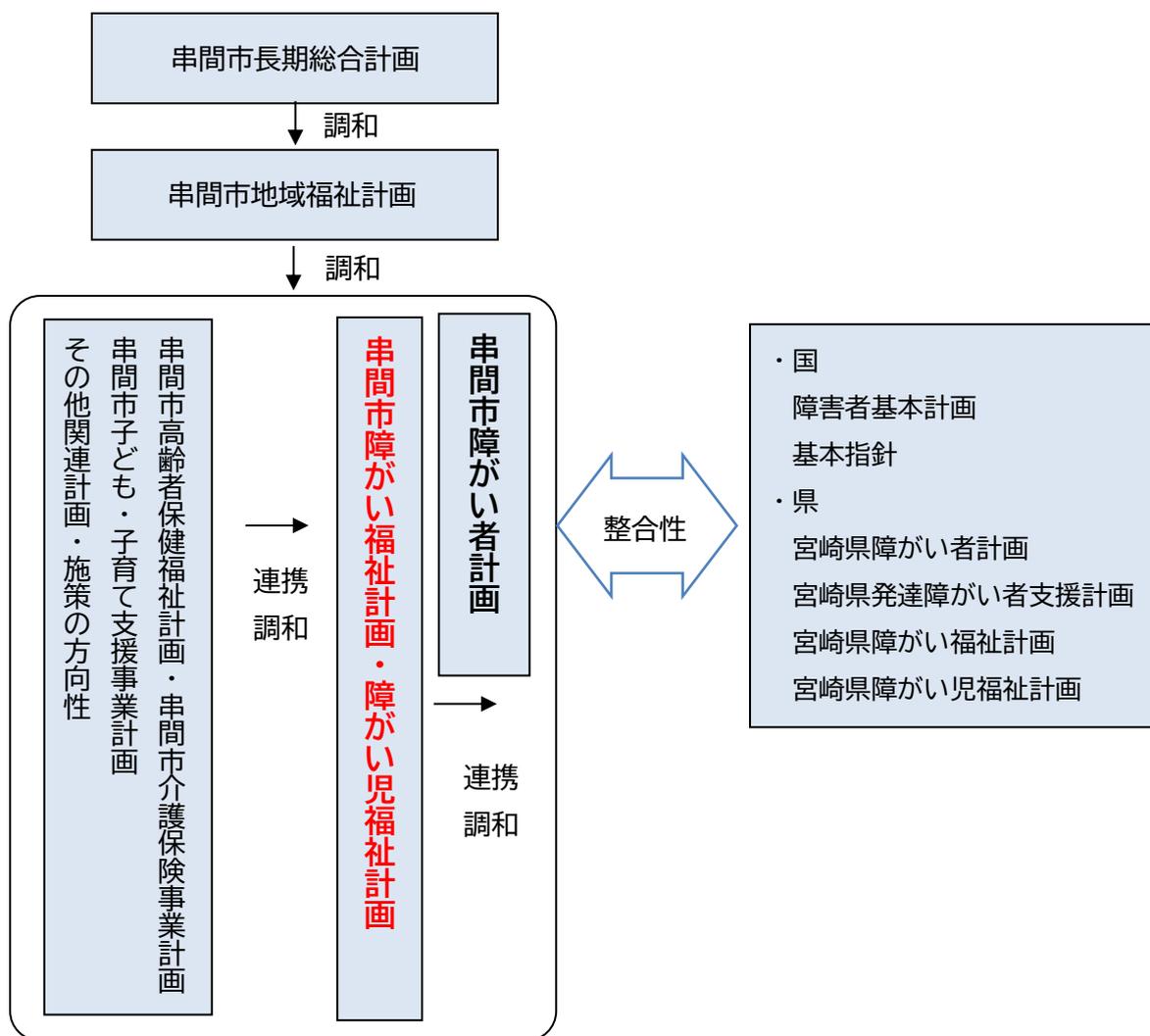
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



### 3 計画の期間

「第7期串間市障がい福祉計画・第3期串間市障がい児福祉計画」の計画期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画の進捗状況については、評価・点検を随時行い、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	第4次						第5次					
障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期		第9期				
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期		第5期				

## 4 計画の対象と範囲

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、それぞれの法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

なお、本計画においては、18歳未満の児童を対象とした制度や施策・事業、サービスに関して「障がい児」と表記し、年齢の区別がない場合には「障がい者」と表記することとします。

## 5 計画策定の方法

### (1) 串間市障がい者自立支援協議会の開催

市内の医療、福祉関係者等で構成された「串間市障がい者自立支援協議会」において協議・検討を行いました。

### (2) パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民等の意見を聞くため、パブリックコメントを実施し、市民等の意見の把握に努めました。

## 6 計画書の見方（「障がい」の表記について）

「障害」の「害」という字は、マイナスのイメージが強く、「人」という意味を表す「者」の前等に使用することを避けることが主流となりつつあります。

串間市においても、作成文書や「広報くしま」等の紙媒体による情報提供等において、極力「障がい」と表記し、前述のような考えに配慮しています。

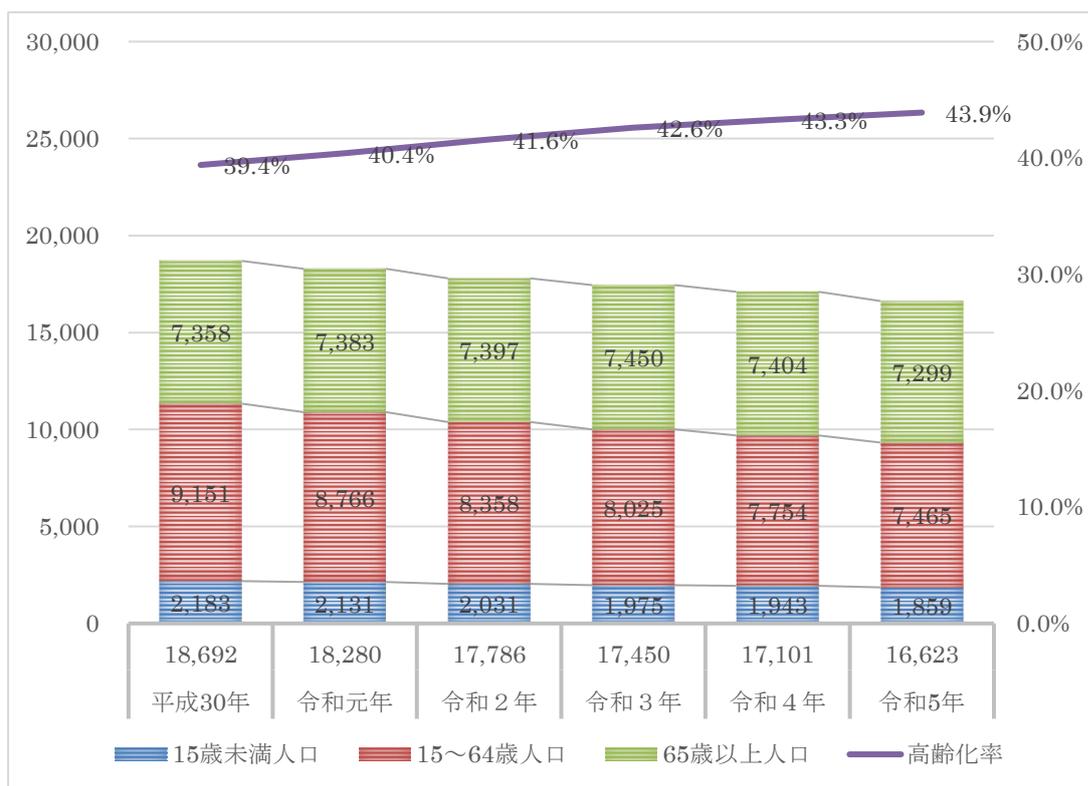
本計画の策定においても、国の法令等に基づく法律名称や固有名詞等以外については、「障がい者」のように「害」の字をひらがなで表記するようにしています。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### 1 串間市の人口

本市の総人口の推移は、減少傾向で推移しており、令和5年10月1日現在で16,623人となっています。

年齢分別にみると、高齢者人口（65歳以上人口）は同程度の水準で推移しているものの、64歳以下の人口、特に生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向で推移しており、高齢化率は上昇傾向で推移しています。



※住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

## 2 障がいのある人等の人数の推移

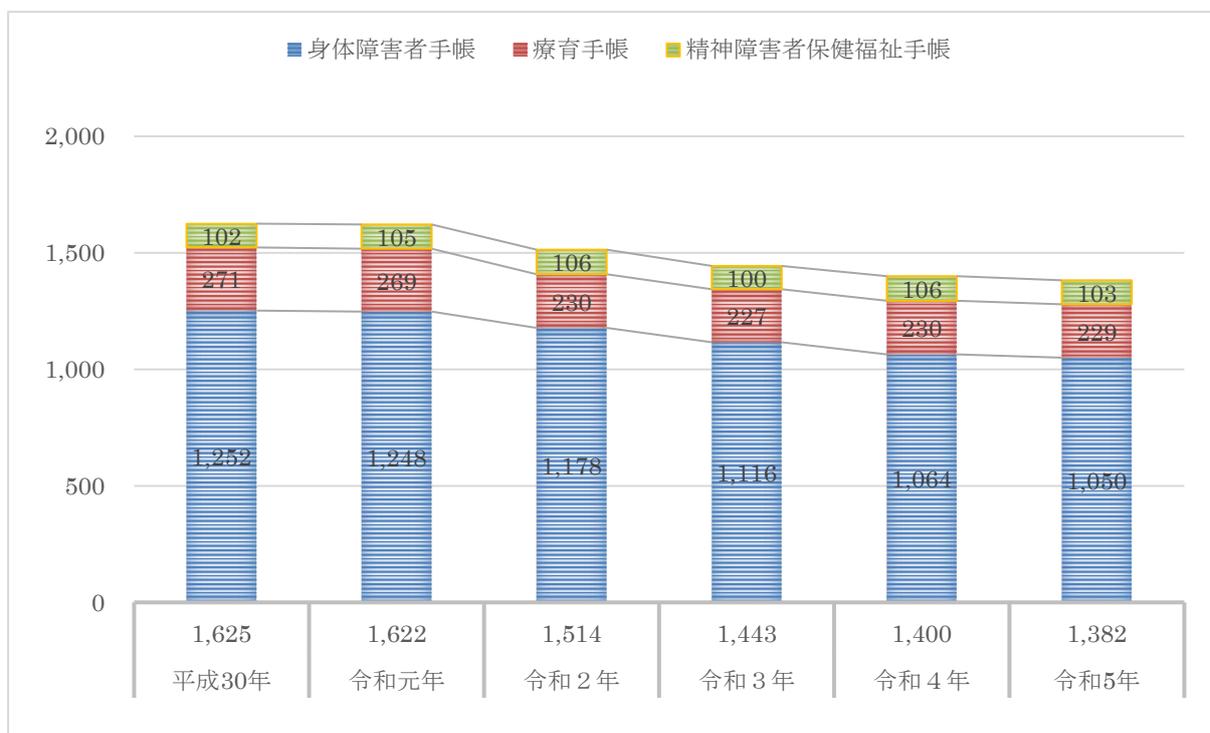
### (1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳を所持している人の数（延べ）は減少傾向にあり、令和5年4月時点で1,382人となっています。

その内訳は、身体障害者手帳所持者が1,050人、療育手帳所持者が229人、精神障害者保健福祉手帳所持者が103人となっています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者延べ人数	1,625	1,622	1,514	1,443	1,400	1,382
身体障害者手帳	1,252	1,248	1,178	1,116	1,064	1,050
療育手帳	271	269	230	227	230	229
精神障害者保健福祉手帳	102	105	106	100	106	103



※福祉事務所資料（各年4月現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

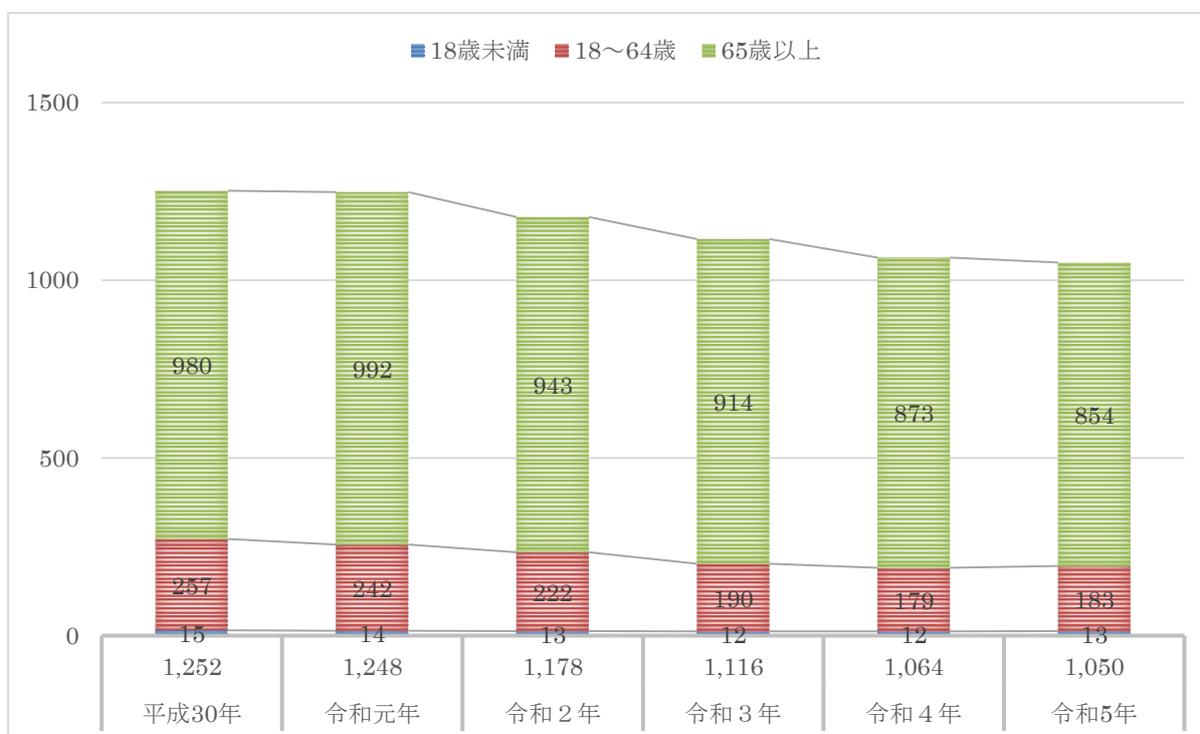
### ① 年齢区分別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月時点の所持者数は1,050人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が減少傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	1,252	1,248	1,178	1,116	1,064	1,050
18歳未満	15	14	13	12	12	13
18～64歳	257	242	222	190	179	183
65歳以上	980	992	943	914	873	854



※福祉事務所資料（各年4月現在）

## ② 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者を等級別にみると、2級から5級で減少傾向にあります。

内訳をみると、4級が326人と最も多く、3割（31%）を占めており、次いで、1級276人、3級196人の順となっています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	1,252	1,248	1,178	1,116	1,064	1,050
1級	325	311	288	278	275	276
2級	188	189	175	169	147	142
3級	226	229	211	207	201	196
4級	384	392	383	347	328	326
5級	63	66	62	59	58	55
6級	66	61	59	56	55	55

※福祉事務所資料（各年4月現在）。「1級」の障がいの程度が最も重い

## ③ 障がい部位別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者を障がい部位別にみると、肢体が613人と、6割近く（58.3%）を占めており、次いで、心臓228人、聴覚137人の順となっています。

平成30年と令和5年を比較すると、音声・その他以外の障がい部位で減少しています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者手帳所持者	1,252	1,248	1,178	1,116	1,064	1,050
視覚	106	99	93	88	74	66
聴覚	151	155	156	147	141	137
音声	16	19	19	18	17	16
肢体	790	788	764	689	640	613
心臓	272	264	258	233	225	228
呼吸	15	13	12	11	10	11
腎臓	87	79	74	71	74	74
直腸	52	58	61	56	48	46
肝臓	4	7	5	4	4	3
その他	5	11	2	7	6	5

※福祉事務所資料（各年4月現在）

### (3) 療育手帳所持者数の推移

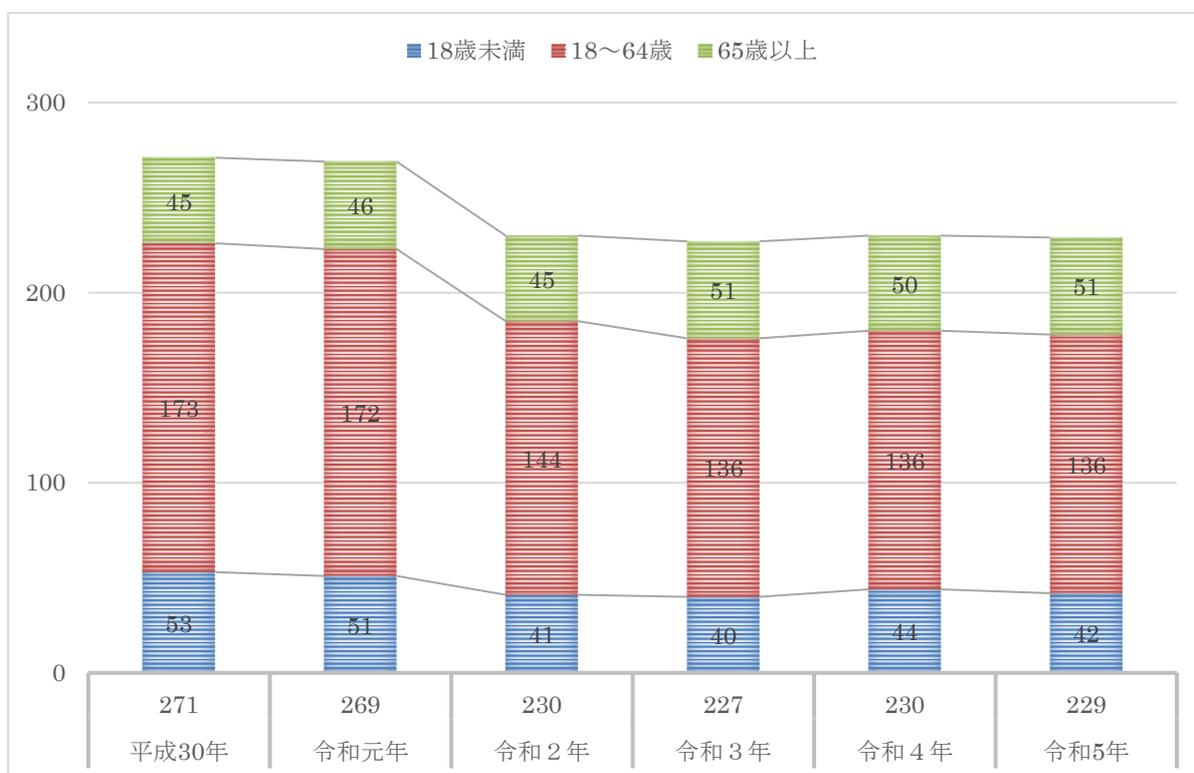
#### ① 年齢区分別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月時点の所持者数は229人となっています。

年齢3区分別にみると、18～64歳の人数が多くなっています。

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳所持者数	271	269	230	227	230	229
18歳未満	53	51	41	40	44	42
18～64歳	173	172	144	136	136	136
65歳以上	45	46	45	51	50	51



※福祉事務所資料（各年4月現在）

## ② 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者を等級別にみると、A判定が104人、B判定が125人となっており、B判定がA判定を上回っています。

一方、年代別の推移をみると、18歳未満において、B判定がA判定を上回っています。

(単位：人)

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全体	A判定	131	130	108	102	103	104
	B判定	140	139	122	125	127	125
	計	271	269	230	227	230	229
0～17歳	A判定	20	19	15	13	15	14
	B判定	32	32	26	27	29	28
	計	52	51	41	40	44	42
18歳以上	A判定	111	111	93	89	88	90
	B判定	108	107	96	98	98	97
	計	219	218	189	187	186	187

※福祉事務所資料（各年4月現在）。「A判定」の障がいの程度がより重い

#### (4) 精神障がいのある人の人数の推移

##### ① 精神障がいのある人の人数の推移

本市の令和5年4月時点における精神障害者保健福祉手帳所持者数は103人となっています。

等級別にみると、2級が55人と最も多く、5割以上(53.4%)を占めており、次いで、3級40人、1級8人の順となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者数については、令和2年4月をピークに減少しており、令和5年4月時点の受給者数は337人となっています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害保健福祉手帳 所持者数	102	105	106	100	106	103
1級	13	13	10	8	10	8
2級	58	63	64	61	58	55
3級	31	29	32	31	38	40
自立支援医療(精神通院) 受給者数	353	351	365	331	344	337

※福祉事務所資料(各年4月現在)。

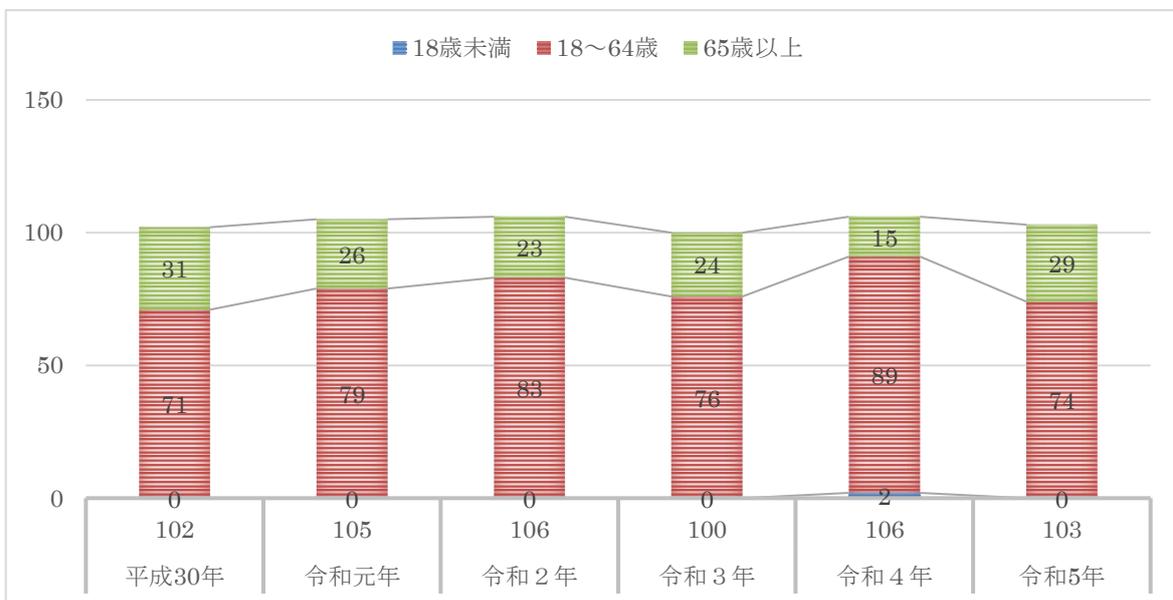
精神障害者保健福祉手帳の等級は「1級」の障がいの程度が最も重い

## ② 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢区分別にみると、18歳未満が0人、18～64歳が74人、65歳以上が29人となっています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者手帳所持者数	102	105	106	100	106	103
18歳未満	0	0	0	0	2	0
18～64歳	71	79	83	76	89	74
65歳以上	31	26	23	24	15	29



※福祉事務所資料（各年4月現在）。

## (5) 障がい支援区分別の認定状況

本市の障がい支援区分別の認定状況については、区分6が57人と最も多く、約4割(44.5%)を占めており、次いで、区分3及び区分4の23人となっています。

障がい種別でみると、身体障がいと知的障がいは区分6、精神障がいでは区分3が最も多くなっています。

(単位：人)

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全体	2	13	23	23	10	57
身体障がい	1	1	7	5	2	23
知的障がい	1	9	12	17	8	34
精神障がい	0	3	4	1	0	0

※福祉事務所資料（令和5年4月現在）。「区分6」の必要とされる支援の度合いが最も高い

## (6) 障がいのある子どもの状況

### ① 障がい児保育

市内の教育保育施設における障がい児保育利用者数は昨年に比べ1人減少しています。令和5年4月時点において、市内6箇所の教育保育施設で8人が利用しています。

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施箇所数（箇所）	4	2	3	2	6	6
利用者数（人）	6	2	4	4	9	8

※福祉事務所資料（令和5年4月現在）

### ② 特別支援教育

県立日南くろしお支援学校に本市から通学している児童生徒数は、20人台で推移しています。

平成30年と令和5年を比較すると、小学部・中学部に通う児童数が減少したのに対し、高等部に通う生徒数は増加しています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全体	24	26	26	26	27	28
小学部	5	5	5	5	3	4
中学部	10	10	11	4	7	6
高等部	9	11	10	17	17	18

※福祉事務所資料（各年4月現在）

### ③ 特別支援学級

本市の特別支援学級に在籍している生徒数は減少傾向にありましたが、令和5年4月時点で35人と増加しています。

その内訳は、小学校が26人、中学校が9人となっています。

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	55	51	46	42	29	35
小学校	35	31	29	28	20	26
中学校	20	20	17	14	9	9

※福祉事務所資料（各年4月現在）

## 第3章 計画の方向性

### 1 成果目標

国が令和5年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「宮崎県障がい福祉計画・宮崎県障がい児福祉計画」及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者 50 人のうち、6%以上にあたる3人以上が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点における施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者 50 人の5%以上にあたる3人を削減した47人以下とすることを目標とします。

目標	地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	3人
	令和8年度末時点の施設入所者数	47人

#### (2) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等について、令和3年4月から具体的な整備を開始しており、令和8年度末時点において、市単独で1箇所以上整備されていることを目標としつつ、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図り、「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年2回以上開催する体制」を確保していることを目標とします。

目標	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数	1箇所
	令和8年度末時点のコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	確保
	令和8年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	2回

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数2人から1.28倍以上にあたる3人以上とすることを目標とします。

また、令和8年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数それぞれ0人・0人・2人から、それぞれ1.31倍・1.29倍・1.28倍にあたる1人以上・1人以上・3人以上とすることを目標とします。

なお、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の成果指標の設定に関する項目において定めている「就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中に令和3年度末実績の1.41倍以上」「就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上」については、サービス提供を担う事業所が市内にないことから、目標を設定しないこととします。

目標	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	3人
	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	3人
	就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中に令和3年度実績の1.41倍以上	設定なし
	就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	設定なし

### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ① 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

令和8年度末時点における児童発達支援センターの設置数について、日南・串間圏域で1箇所以上設置することを目標とします。

また、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築を図ります。

目標	令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所
	令和8年度末時点の障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	確保

## ② 医療的ニーズへの対応

令和8年度末時点における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保数について、日南・串間圏域で1箇所以上整備していることを目標とするとともに、関係機関による連携・協議の場の設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置します。

目標	令和8年度末時点の重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	各1箇所
	令和8年度末時点の関係機関による連携・協議の場の設置状況	設置
	令和8年度末時点の医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置状況	配置

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

令和3年度から運用を開始した基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築することを目標とします。

地域の相談支援体制の強化に係る具体的な取組については、下記のとおり目標を定め、相談支援事業所に対する支援や相談機関との連携強化を推進します。

目標	令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置の状況	設置済
	令和8年度末時点の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1名
	令和8年度末時点の基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組	確保
	令和8年度末時点の協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善のための協議の場の設置	設置

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度における県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修について、市職員が2人以上参加することを目標とします。

また、令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築することを目標とするとともに、令和8年度において、分析結果を共有する場を1回以上開催することを目標とします。

目標	令和8年度の県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加者数	2人
	令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有
	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回

## 第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

### 1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

各サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに過去の実績や予測されるニーズ等を勘案し、推計を行いました。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 事業名と内容

事業名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がいのある人で行動障がいを有する人に、自宅における身辺介護や外出支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい、または、精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

##### ② 実績と見込量

事業名 訪問系サービス	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	人	13	13	13	13	14	15
	時間	127	73	112	130	140	150
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	80
同行援護	人	1	1	1	1	2	3
	時間	35	44	31	30	60	90
行動援護	人	0	0	0	1	2	3
	時間	0	0	0	10	20	30
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	1
	単位	0	0	0	0	0	80

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用時間数)

※令和5年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

### ③ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある人等の在宅生活を支える重要なサービスであり、利用希望者のニーズに対応したサービスを提供できるよう、指定事業者への働きかけ等を行います。

また、重度障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるよう、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

さらに、病院や施設等から地域へ移行される方の社会復帰や社会参加を支えるサービス等の促進、関係機関との連携を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 事業名と内容

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人等に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

## ② 実績と見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

事業名	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人	85	82	82	90	95	100
	人日	1,811	1,828	1,850	1,890	1,995	2,100
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	19	6	5	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人	6	7	6	2	3	5
	人日	42	55	65	28	42	60
就労選択支援	人	—	—	—	1	1	2
	人日	—	—	—	10	10	20
就労移行支援	人	5	2	2	3	3	5
	人日	45	23	35	60	60	100
就労継続支援 (A型)	人	19	19	19	20	21	22
	人日	518	457	460	484	502	520
就労継続支援 (B型)	人	52	54	62	65	70	80
	人日	885	925	933	1,234	1,329	1,518
就労定着支援	人	1	1	1	1	2	3
療養介護	人	9	9	8	9	9	9
短期入所 (福祉型)	人	3	5	4	10	12	14
	人日	10	7	8	70	84	98
短期入所 (医療型)	人	1	1	2	2	2	2
	人日	1	1	3	8	8	8

## ③ サービス量確保のための方策

障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

また、病院や施設等から地域へ移行される方々の社会復帰や社会参加を支えるサービス等の促進、関係機関との連携を図ります。

在宅で介護をしている家族のリフレッシュ等につながる短期入所については、必要時に事業所と相談支援事業所を交えた調整を図ることで、受入体制の確保ができたことから、今後も同様の取組を継続して実施します。

### (3) 居住系サービス

#### ① 事業名と内容

事業名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障がいのある人等に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

#### ② 実績と見込量

（単位：1月あたりの実利用者数）

事業名	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人	0	0	0	2	2	2
共同生活援助 （グループホーム）	人	52	54	57	59	63	67
施設入所支援	人	56	54	49	49	48	47
地域生活支援拠点等の設置 箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等のコー ディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等の運用 状況に係る検証・検討の場 の開催回数	回	6	1	2	2	2	2

### ③ サービス量確保のための方策

障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

また、病院や施設等からグループホームを利用する方が、スムーズに地域生活を送れるよう、相談支援事業所や関係機関と連携を図り、利用支援を行います。

さらに、共同生活援助や自立生活援助事業を運営するためには、障がいのある人等に対する地域住民の理解が必要であることから、市民に対する周知啓発に努めます。

また、「自立生活援助」については、利用相談はなかったものの、サービス提供を担う事業所が市内にないため、事業所の開設を促します。

令和3年4月に整備した、地域生活支援拠点等について、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を維持し、引き続き、障がい福祉サービスや介護保険サービス、地域福祉活動等の連携体制の構築を図ります。

## (4) 相談支援サービス

### ① 事業名と内容

事業名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する人に、サービス等利用計画等を作成し、サービス提供事業者との連携・調整・モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談等の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

### ② 実績と見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

事業名	単位	実績値			計画値(活動指標)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人	38	35	35	36	39	43
地域移行支援	人	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

### ③ サービス量確保のための方策

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員が利用できる体制の確保ができてきていることから、今後も相談支援事業所等との連携による支援の提供に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績がありませんでしたが、令和3年度に設置した基幹相談支援センターを中心に、関係機関との連携体制の強化を図りながら、推進を図ります。

## 2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

各サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに過去の実績や予測されるニーズ等を勘案し、推計を行いました。

### (1) 障がい児支援（障がい児通所支援・障がい児相談支援等）

#### ① 事業名と内容

事業名	内容
児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担います。

#### ② 実績と見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

事業名	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人	15	15	21	22	23	24
	人日	124	230	286	299	312	325
放課後等デイサービス	人	33	35	39	43	45	48
	人日	505	495	508	688	720	768
保育所等訪問支援	人	0	0	0	2	3	5
	人日	0	0	0	7	8	10
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	12	12	12
障がい児相談支援	人	9	9	10	11	12	13
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	2

### ③ サービス量確保のための方策

前期計画期間中において、保育所等訪問支援の提供を開始することができましたが、居宅訪問型児童発達支援については、現在市内にサービスを提供する事業所がないため、児童発達支援等を実施している事業所等に対し、開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

児童の心身の状況や生活環境等を考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所等との連携により、相談支援の充実に努めます。

また、各種研修等の開催に関する情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。



### 3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

過去の実績や予測されるニーズ等を勘案し、事業実施の有無の設定及びサービスの見込量の推計を行いました。

#### (1) 地域生活支援事業（必須事業）

##### ① 事業名と内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象として、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	市内の相談支援事業所に委託し、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人等に、制度利用の促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚等の障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等（視覚障がいのある人等）に社会参加等のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人等が通い、創作的活動や生産的活動、社会との交流を進める等多様な活動を行う場を設けます。

## ② 実績と見込量

事業名		実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	申立費用	1 件	0 件	2 件	3 件	4 件	5 件
	報酬助成	5 件	5 件	5 件	6 件	7 件	8 件
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	無	有
意思疎通支援 事業	手話通訳者派遣事 業	0 件	4 件	1 件	2 件	3 件	4 件
	要約筆記者派遣事 業	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	1 件	2 件	2 件	2 件	3 件	4 件
	自立生活支援用具	2 件	5 件	5 件	5 件	6 件	7 件
	在宅療養等支援用 具	7 件	8 件	8 件	8 件	9 件	10 件
	情報・意思疎通支援 用具	3 件	1 件	3 件	3 件	4 件	5 件
	排泄管理支援用具	688 件	600 件	700 件	750 件	760 件	770 件
	居宅生活動作補助 用具	1 件	0 件	1 件	1 件	2 件	3 件
手話奉仕員養成研修事業		27 人	27 人	27 人	30 人	35 人	40 人
移動支援事業		5 人	3 人	3 人	4 人	5 人	6 人
		450 時間	204 時間	250 時間	300 時間	350 時間	400 時間
地域活動支援 センター事業 （基礎的・機 能強化）	I 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	III 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

### ③ サービス量確保のための方策

障がい者自立支援協議会等を中心に、障がいのある人等の理解促進のための研修会等を開催し、普及・啓発に努めるとともに、関係機関の連携による相談支援の充実に努めます。

成年後見制度については、令和2年4月に設置した中核機関を中心に、制度利用に関する普及啓発や利用支援の強化を図ります。

日常生活用具給付等事業については、制度の周知を継続して実施することで、利用者負担の軽減による日常生活の向上に努めます。

地域活動支援センター事業については、委託事業として継続して実施することで、地域の障がいのある人等の居場所の確保に努めます。

## (2) 地域生活支援事業（任意事業）

### ① 事業名と内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障がい福祉サービス事業所において、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、見守り、日常生活訓練等を行うとともに、介護者の一時的な負担軽減を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がいのある人の自動車運転免許の取得費用の一部及び、身体障がいのある人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### ② 実績と見込量

事業名	実績値			計画値（活動指標）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	1人	1人	2人	2人	3人	4人
自動車運転免許取得・改造助成事業	0人	0人	1人	1人	1人	1人

### ③ サービス量確保のための方策

日中一時支援事業について、障がい者支援施設等と連携し、障がいのある人等がスムーズに利用できるよう努めます。

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業については、申請件数は少ないものの、身体に障がいのある人の外出意欲の向上や社会参加のため、継続して事業を実施します。

## 4 その他活動指標の設定

国が令和5年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「宮崎県障がい福祉計画・宮崎県障がい児福祉計画」及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり活動指標を設定し、指標に基づく各種取組・事業の推進を図ります。

### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	実績値			計画値（活動指標）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	16人	16人	16人	16人	16人	16人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援利用者数（1月あたり）	1人	2人	2人	2人	2人	2人
精神障がいのある人の地域定着支援利用者数（1月あたり）	2人	2人	2人	2人	2人	2人
精神障がいのある人の共同生活援助利用者数（1月あたり）	15人	15人	18人	18人	19人	19人
精神障がいのある人の自立生活援助利用者数（1月あたり）	0人	0人	0人	0人	1人	1人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）利用者数（1月あたり）	2人	2人	2人	4人	5人	6人

## (2) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	実績値			計画値（活動指標）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	0人	1人	2人	2人	2人	2人

## (3) 相談支援体制の充実・強化等

項目	実績値			計画値（活動指標）			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援センターの強化	地域の相談支援事業所への訪問等による指導・助言数	23件	29件	30件	33件	38件	40件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回	4回	4回	5回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	1回	2回	4回	6回
協議会における地域のサービスの開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	0回	0回	1回	1回	1回	1回
	協議会へ参加事業所（機関）数	21箇所	21箇所	21箇所	21箇所	25箇所	25箇所
	協議会の専門部会の設置数	2件	2件	2件	2件	3件	3件
	協議会の専門部会の開催数	9件	6件	6件	6件	6件	6件

## (4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	実績値			計画値（活動指標）		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	0回	0回	0回	0回	0回	1回

# 資料編

## 串間市障がい者自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、各関係機関の連携を図り、地域における障がい福祉の向上に資するため、串間市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) その他、協議会が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者支援団体に従事する者
- (2) 相談事業所に従事する者
- (3) 福祉サービス事業所に従事する者
- (4) 保健、医療等の関係機関に従事する者
- (5) 就労支援、雇用施策関係機関に従事する者
- (6) 権利擁護関係に従事する者
- (7) 教育関係機関に従事する者
- (8) 関係行政機関の職員

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、定例会及び個別検討会とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (部会等の設置)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を、協議会に基づく組織として別におくことができる。

串間市障がい者自立支援協議会委員名簿

種別	機 関 名		役 職	氏 名
相談事業所	1	地域生活支援センター Wing	所長	中村 敏子
	2	相談支援事業所あすか	管理者	豊島 正子
	3	相談支援事業所ひびき	管理者	重留 央
福祉サービス事業所	4	障害者支援施設あすか園	サービス管理責任者	永吉 直美
	5	障害者支援施設さつき園	サービス管理責任者	森本 恭介
	6	一般社団法人 虹	代表理事	児玉 良子
障がい者支援団体	7	げんきの森	サービス管理責任者	甲斐 孝
	8	地域活動支援センター よつ葉工房	施設長	野邊 みき子
医療機関	9	医療法人十善会 県南病院	精神保健福祉士	福井 杏花
就労雇用支援機関	10	にちなん障害者就業・生活支援センター	センター長	鎌田 恵
権利擁護関係機関	11	串間市民生委員 児童委員協議会	会長	立本 伊佐男
教育関係機関	12	串間市教育委員会 学校政策課	課長補佐	城倉 智恵
	13	宮崎県立日南くろしお支援学校	教頭	清水 陽子
行政関係機関等	14	串間警察署	生活安全係長	椎葉 賢弘
	15	福祉事務所こども対策室	室長	門川 祥子
	16	福祉事務所自立支援係	係長	井手 貴秋

委嘱期間：令和4年5月1日から令和6年4月30日



